

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
**岡三ホールディングス株式会社**  
取締役社長 加 藤 哲 夫

### 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区平野三丁目2番12号  
岡三木場ビル 4階 会議室

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第69期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告、連結計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
2. 第69期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)
- 第4号議案 取締役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)承認の件

### 4. その他株主総会に関する決定事項

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数は1名とさせていただきます(株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください)。

以 上

#### 【お知らせ】

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(<http://www.okasan-holdings.co.jp/>)において、掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、企業業績の改善を背景とした設備投資の増勢などから緩やかな拡大基調が続きました。個人消費は、天候不順の影響などにより弱含む局面もありましたが、「団塊の世代」の定年退職時期を控えて雇用環境が好転し、足元の所得環境に明るい動きがみえ始めたことで総じて堅調に推移しました。1月1日時点の公示地価は16年ぶりにプラスに転じるなど資産デフレが解消に向かうなか、日銀はゼロ金利政策を解除し、7月と2月に二度の利上げを実施しました。

当年度の株式市場は、良好なファンダメンタルズを背景に堅調なスタートとなりましたが、米国経済の減速懸念、国内景気の先行き不透明感などから5月の連休以後に大幅な調整となり、日経平均株価(終値)は6月13日に14,218円まで下落しました。その後も上値の重い展開となりましたが、年度後半には世界的な株高や好調な企業業績が好感され外国人投資家による日本株買いが活発化、2月には平成12年4月以来6年10ヵ月ぶりに18,000円台を回復しました。しかし、同月末の世界同時株安を受けて再び軟調な展開となり、結局、当年度末の日経平均株価は17,287円で終了しました。

一方、債券市場は、年度はじめより日銀の利上げ時期に関する思惑が交錯した展開となりました。7月に日銀が無担保コール翌日物金利の誘導目標を0.25%引き上げましたが、市場では売り材料出尽くしムードとなり、10年国債利回りは概ね1.6~2.0%のボックス圏での推移となりました。日銀は2月の金融政策決定会合で7月のゼロ金利解除以来7ヵ月ぶりに0.25%の利上げを実施しましたが、過度の金利先高観が後退したことなどから、底堅く推移しました。

外国為替につきましては、5月17日には109円16銭まで円高ドル安が進みましたが、その後は概ね円安傾向の展開となり、1月には121円台まで下落しました。2月末の世界同時株安をきっかけに、円ドル相場は一時115円台まで急騰しましたが、その後落着きを取り戻し、結局、当年度末は118円03銭で取引を終了しました。一方、140円台前半で年度の取引が始まった円ユーロ相場も秋口には150円台が定着、当年度末は157円30銭で取引を終了しました。

このような状況のもと、当社グループ中核企業の岡三証券株式会社では「スーパー・リージョナル証券を目指して」をテーマとする中期経営計画に基づき、営業店舗のリニューアルやコンサルティング機能の強化を推進しました。また、各種投資セミナーを積極的に開催し、株式、外国債券、海外REITなど外貨建資産で運用する投資信託の投資提案に努めました。さらに、「貯蓄から投資へ」の流れを受けて投資信託の販売が増加するなか、10月から12月末にかけて「投資わくわく資産いきいきフェア」を実施し、投資信託の拡販に努めました。

しかしながら、年度前半における株式委託手数料および株券等トレーディング損益減少の影響などから、当年度における当社グループの営業収益は700億50百万円（前年度比78.8%）、純営業収益は678億91百万円（同77.8%）となり、経常利益は142億34百万円（同40.2%）、当期純利益は47億30百万円（同26.4%）となりました。

#### 【受入手数料】

受入手数料の合計は478億92百万円（前年度比90.9%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

##### 委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国株合計）は、20億60百万株（前年度比86.1%）、売買代金は2兆7,566億円（同114.7%）となりました。こうしたなか、経済講演会・株式投資セミナー等を積極的に開催し有望銘柄の情報提供や投資提案に努めましたが、株式市況低迷の影響から年度前半に個人投資家の株式売買高が伸び悩んだことや好調であった前年度の反動から、株式委託手数料は236億29百万円（同60.5%）となりました。また、債券委託手数料は44百万円（同55.5%）となり、その他の委託手数料を含めた委託手数料の合計は237億23百万円（同60.5%）となりました。

##### 引受け・売出し手数料

当年度は、設備投資などに向けた企業の資金調達意欲は旺盛でしたが、秋口にかけて株式相場が軟調になったことから、ファイナンスの件数・金額ともに前年度に比較して減少しました。一方、新規公開銘柄においては、人気化が続き、件数・金額ともに前年度に比較して増加しました。以上の結果、株券引受け・売出し手数料は8億83百万円（前年度比113.7%）となり、債券引受け・売出し手数料29百万円（同99.1%）を合わせた引受け・売出し手数料の合計は9億13百万円（同113.2%）となりました。

##### 募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出しの取扱手数料、その他の受入手数料については、投資信託が大半を占めています。

当年度は、「ワールド・ソブリンインカム」や「グローバル・リート・セクション」を中心とした既存ファンドの販売に努め、資産残高の積上げに注力するとともに、新規取扱商品としてロシア東欧株、米国の優良株や世界の食糧関連株を投資対象とするファンドを導入いたしました。また、業界初となる欧州REITファンドを設定したほか、国内のM&Aに着目したファンド等を導入し、投信のラインナップを充実させました。また、10月から12月末にかけては「投資わくわく資産いきいきフェア」を実施いたしました。以上の結果、募集・売出しの取扱手数料は129億62百万円（前年度比124.8%）となりました。

一方、その他の受入手数料については、投資信託の代行手数料に加え、変額年金保険などの保険商品の販売に注力した結果、102億92百万円（同450.2%）となりました。

なお、前年度まで日本投信委託株式会社の受け入れる信託報酬は、「その他の営業収益」に含めて表示しておりましたが、当年度より投資信託に係る受入手数を明確にするため、「その他の受入手数料」に含めて表示しております。当年度に「その他の受入手数料」に含めた信託報酬は76億28百万円であります。

#### 【トレーディング損益】

当年度の株券等トレーディング損益は、株式市況下落により年度前半は厳しい収益環境となりましたが、年度後半は市況回復とともに収益を上げ、72億37百万円（前年度比43.4%）となりました。一方、債券等トレーディング損益については、外国債券や個人向け仕組み債の販売増加などにより105億91百万円（同113.7%）となりました。また、その他トレーディング損益は1億31百万円（同146.9%）となり、以上の結果、トレーディング損益の合計は179億60百万円（同68.8%）となりました。

#### 【金融収支】

金融収益は25億93百万円（前年度比120.8%）、金融費用は21億59百万円（同128.7%）となり、差引金融収支は4億33百万円（同92.4%）となりました。

#### 【その他の営業収益】

証券業および付随業務に係るもの以外の営業収益は、16億3百万円（前年度比20.1%）となりました。

#### 【販売費・一般管理費】

取引関係費や不動産関係費などが増加したことにより、販売費・一般管理費は544億53百万円（前年度比103.8%）となりました。

#### 【営業外損益および特別損益】

営業外収益は12億22百万円、営業外費用は4億26百万円となりました。また、特別利益は14億61百万円、特別損失は13億20百万円となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当年度中の設備投資につきましては、営業店舗の機能強化を目的とした設備投資、および証券業にかかるシステム投資を中心に行いました。具体的には、岡三証券株式会社では八王子支店、柏支店など7店舗を利便性の高い立地へと移転したほか、アジア市場の情報収集体制強化のため、11月に中国上海に駐在員事務所を開設いたしました。

システム投資につきましては、証券決済制度改革や証券取引の多様化に対応するため、8月、新証券基幹システム「ODIN（オーディン）」を本格的に稼働させシステム基盤を強化するとともに、9月に同システムを用いて「岡三のオンライントレード」を全面的にリニューアルいたしました。

その他設備投資といたしましては、岡三オンライン証券株式会社が7月に、岡三ビジネスサービス株式会社が10月にそれぞれ本店を移転いたしました。

### (3) 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、劣後特約付借入金について、一部を約定弁済および最終期日到来により返済したことに伴い、財務基盤強化の一環として新たに25億円を調達いたしましたほか、9月には、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほコーポレート銀行をアレンジャーとする総額250億円のコミットメントラインを更新いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化社会の進展や公的年金制度の不安を背景に、老後の生活資金を自助努力により確保するという「自立型」のライフスタイルが定着しつつあるなか、当社のコア事業であります「資産運用サービス」に対するニーズは、ますます高まっております。一方、証券市場の大胆な制度改革や規制緩和が推し進められてきた結果、いまや証券業界はいかにより良い商品、情報をお届けすることができるかという、「サービスの創造力」を競う新時代を迎えました。

このような経営環境のなか、当社では平成18年4月に岡三グループの今後の事業展開において指針となる中期経営計画を策定し、現在その実現に向けて取り組んでおります。本中期経営計画では、地域に根ざした特色ある証券営業の確立を追求することで社会的存在感のある証券会社となり、お客さま・社員・株主の各ステークホルダーにとって満足度の高い証券会社グループへの変革をテーマとしております。当社グループといたしましては、この中期経営計画の達成こそが最重要課題であると認識し、グループ各社一丸となってその実現に向けて取り組んでまいり所存であります。特に本中期経営計画の最終年度にあたる平成19年度は、グループにおける資産運用業務、情報部門などの「製造部門」の強化および人材の採用と育成に重点をおき、投資信託を中心とした商品開発力、情報提供力の強化、営業人員の拡充などを図る所存であります。また、株主価値重視と社会的責任（CSR）重視の経営も重要な課題であり、会社法や金融商品取引法で求められる「内部統制システム」の構築、充実、コンプライアンス体制の強化などコーポレート・ガバナンスの充実も図ってまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第66期 (15.4.1～ 16.3.31)	第67期 (16.4.1～ 17.3.31)	第68期 (17.4.1～ 18.3.31)	第69期 (18.4.1～ 19.3.31)
営 業 収 益	百万円 63,116	百万円 58,438	百万円 88,899	百万円 70,050
(うち受入手数料)	百万円 (35,570)	百万円 (37,942)	百万円 (52,686)	百万円 (47,892)
経 常 利 益	百万円 19,251	百万円 11,208	百万円 35,380	百万円 14,234
当 期 純 利 益	百万円 7,632	百万円 5,573	百万円 17,898	百万円 4,730
1株当たり当期純利益	円 銭 37 50	円 銭 27 36	円 銭 89 07	円 銭 22 95
総 資 産	百万円 378,318	百万円 529,602	百万円 693,073	百万円 683,088
純 資 産	百万円 72,500	百万円 76,222	百万円 110,659	百万円 130,106

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
2. 第68期において、公募増資等により発行済株式数10,350,000株、純資産113億66百万円、それぞれ増加しております。
3. 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は107,760百万円であります。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
岡 三 証 券 株 式 会 社	百万円 5,000	% 100.00	証 券 業
岡三オンライン証券株式会社	3,000	78.94	証 券 業
丸 福 証 券 株 式 会 社	852	12.35	証 券 業
三 京 証 券 株 式 会 社	503	5.00	証 券 業
三 晃 証 券 株 式 会 社	300	12.71	証 券 業
岡 三 国 際 ( 亜 洲 ) 有 限 公 司	百万香港ドル 80	100.00	証 券 業
日 本 投 信 委 託 株 式 会 社	百万円 1,000	16.33	投 資 信 託 委 託 業
岡 三 投 資 顧 問 株 式 会 社	400	5.37	投 資 顧 問 業
岡三ベンチャーキャピタル株式会社	200	28.75	ベンチャーキャピタル
株 式 会 社 岡 三 経 済 研 究 所	30	26.66	情 報 サ ー ビ ス 業
岡 三 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	470	100.00	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	20.00	事 務 代 行 業 人 材 派 遣 業
岡 三 興 業 株 式 会 社	90	5.00	不 動 産 業 保 険 代 理 店 業

(注)岡三オンライン証券株式会社は、平成18年12月20日より営業を開始しております。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の子会社等15社で構成され、主として証券業を中核とする営業活動を営んでおります。具体的な業務は、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他の証券業ならびに金融業などのほか、投資信託委託業務や投資顧問業務などを行い、顧客に対して資金調達と運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、その他のグループ各社は、この役務提供と一体となった営業活動をもとに収益を得ております。従って、当社グループの事業区分は「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

(8) 主要な営業所等（平成19年3月31日現在）

当社本店 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

証券ビジネス拠点

岡三証券株式会社（東京都）  
全国本支店59店舗、ニューヨーク駐在員事務所、  
上海駐在員事務所  
岡三オンライン証券株式会社（東京都）  
丸福証券株式会社（新潟県）  
三京証券株式会社（大阪府）  
三晃証券株式会社（東京都）  
六二証券株式会社（三重県）  
大石証券株式会社（岐阜県）  
岡三国際（亞洲）有限公司（香港）

アセットマネジメントビジネス拠点

日本投信委託株式会社（東京都）  
岡三投資顧問株式会社（東京都）

グループサポートビジネス拠点

岡三ベンチャーキャピタル株式会社（東京都）  
株式会社岡三経済研究所（東京都）  
岡三情報システム株式会社（東京都）  
岡三ビジネスサービス株式会社（東京都）  
岡三興業株式会社（東京都）

(9) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

従 業 員 数	前年度末比増減
2,966人	105人増

(10) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 17,176
株式会社りそな銀行	14,803
住友信託銀行株式会社	9,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,000

(注)借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 750,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 208,214,969株
- (3) 当事業年度末の株主数 30,941名
- (4) 発行済株式の総数（自己株式を除く。）の10分の1以上の数の株式を有する株主  
該当の株主はおりません。

なお、当社の上位10位の株主は次のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	千株 11,739	% 5.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,800	4.71
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,726	4.67
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,750	2.76
モルガン・スタンレー アンド カンパニーインク	5,700	2.74
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	5,500	2.64
有 限 会 社 藤 精	5,266	2.53
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	4,925	2.37
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,865	2.34
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,848	2.33

(注)持株比率は、発行済株式総数に対する持株数の割合を記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当	他の法人等の代表状況
加藤 精一	取締役会長 (代表取締役)		
加藤 哲夫	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役会長(代表取締役)
関本 良平	取締役副社長 (代表取締役)		
新芝 宏之	専務取締役 (代表取締役)	企画部門担当	
野中 計彦	専務取締役 (代表取締役)	管理部門担当	岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
田中 健一	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
金井 政則	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
武宮 健二郎	取締役		岡三証券株式会社 専務取締役(代表取締役)
新堂 弘幸	取締役	人事企画部担当	
朔 浩一	常勤監査役		
南 浩典	常勤監査役		
丹 泰徳	監査役		
平良木 登規男	監査役		
浅野 幸弘	監査役		
佐賀 卓雄	監査役		

- (注) 1. 監査役 平良木 登規男、浅野幸弘および佐賀卓雄の3氏は、社外監査役であります。  
 2. 取締役副社長 関本良平氏は、平成18年10月31日に退任いたしました。  
 3. 取締役 田中健一氏は、兼職しておりました岡三（上海）投資顧問有限公司の取締役会長を平成18年8月28日に退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	505百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	49百万円 (11百万円)
計	15名	555百万円

(注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与155百万円および役員退職慰労引当金繰入れ40百万円（取締役36百万円、監査役3百万円（うち社外監査役1百万円））を含んでおります。

2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額7億20百万円であります。

（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）

3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額72百万円であります。

（平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会決議）

4. 平成18年6月29日開催の第68期定時株主総会の承認に基づき役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任監査役 3名 10百万円

(3) その他会社役員に関する重要な事項

平成18年3月期までの役員退職慰労引当金として以下のとおり繰入れております。

なお、当該繰入れ額は損益計算書上、特別損失として表示しております。

区 分	人 数	役員退職慰労引当金繰入れ
取 締 役	7名	749百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (-名)	4百万円 (-百万円)
計	8名	753百万円

#### (4) 社外役員に関する事項

社外監査役の兼任の状況

該当事項はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

社外監査役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
平良木 登規男	当年度開催の取締役会8回のうち7回に、また、監査役会4回全てに出席し、法律分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
浅野 幸弘	当年度開催の取締役会8回のうち7回に、また、監査役会4回全てに出席し、証券および財務分野における専門的見地から必要な発言を行っております。
佐賀 卓雄	当年度開催の取締役会8回のうち6回に、また、監査役会4回全てに出席し、証券経営に関わる研究者としての専門的見地から必要な発言を行っております。

(注)取締役会および監査役会の開催数ならびに出席回数は、平成18年6月29日の監査役就任以来の数を記載しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

##### (3) 重要な子会社の会計監査人

岡三国際(亜州)有限公司の会計監査人はKPMGであります。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、取締役会が、会計監査人による当社および子会社等に対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認め、監査役会の同意を得た場合、または監査役会が、会計監査人の独立性および審査体制その他会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況に重大な欠陥があると判断し、取締役会に対して解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを請求した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

### 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当取締役から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社およびグループ各社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役に報告する。

内部監査担当部署は、グループ各社のリスク管理の状況を監査し、定期的を取締役に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画の方針の達成に向け、業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、3ヵ月に1回以上、当社およびグループ各社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ各社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じてグループ各社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、グループ各社における一定事項について取締役会または執行役員会議の承認または報告を求めるものとする。

グループ全体会議、グループ経営戦略会議、グループ経営管理会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査業務の補助を行わせる。  
監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項

その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を最低年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じてグループ各社における監査レベルの向上を図る。

## 6. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の

内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならない、当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、平成19年4月27日開催の取締役会において、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」（以下、「本対応方針」といいます。）の導入を決議しております。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。

- (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。
- (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
- (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。

大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

大規模買付行為が遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。

対抗策の発動については、当社取締役会は原則として、社外有識者3名（当初は社外監査役2名を含みます。）からなる独立委員会の勧告に原則として従うこと。

なお、本対応方針の詳細につきましては、本総会に係る株主総会参考書類第6号議案「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件」をご参照ください。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当該取組みが基本方針に沿うものであること

(ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなり、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。

(イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。

(ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。

当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。

当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

当社と岡三情報システム株式会社との間で行ったソフトウェアの譲渡取引について、平成17年に法人税の更正および加算税の賦課決定処分を受け、東京国税不服審判所に対して審査請求を行い、当該処分の適否を争ってまいりましたが、平成19年4月19日に同審判所より棄却裁決を受領しております。

当社は、本裁決は法的根拠を欠く不当なものと考えており、外部専門家を交えて今後の対応について十分な検討を行ってまいります。

---

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	615,958	流 動 負 債	522,033
現 金 ・ 預 金	32,096	ト レーディング商品	191,444
預 託 金	30,282	商品有価証券等	191,443
顧 客 分 別 金 信 託	30,050	デリバティブ取引	1
そ の 他 の 預 託 金	232	信 用 取 引 負 債	37,183
ト レーディング商品	212,365	信 用 取 引 借 入 金	31,894
商品有価証券等	212,365	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	5,289
デリバティブ取引	0	有 価 証 券 担 保 借 入 金	132,481
約 定 見 返 勘 定	958	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金	116,551
信 用 取 引 資 産	108,654	現 先 取 引 借 入 金	15,929
信 用 取 引 貸 付 金	107,154	預 り	20,317
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	1,500	受 入 保 証 金	15,006
有 価 証 券 担 保 貸 付 金	215,812	短 期 借 入 金	118,151
借 入 有 価 証 券 担 保 金	205,826	未 払 法 人 税 等	1,598
現 先 取 引 貸 付 金	9,985	繰 延 税 金 負 債	24
立 替	329	賞 与 引 当 金	1,754
短 期 差 入 保 証 金	3,700	そ の 他 の 流 動 負 債	4,071
短 期 貸 付 金	189	固 定 負 債	29,767
未 収 収 益	3,222	長 期 借 入 金	11,919
有 価 証 券	2,684	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,879
繰 延 税 金 資 産	920	繰 延 税 金 負 債	5,554
そ の 他 の 流 動 資 産	4,797	退 職 給 付 引 当 金	5,682
貸 倒 引 当 金	56	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	1,167
固 定 資 産	67,130	そ の 他 の 固 定 負 債	3,564
有 形 固 定 資 産	14,326	特 別 法 上 の 準 備 金	1,181
建 築 物	3,338	証 券 取 引 責 任 準 備 金	1,181
器 具 ・ 備 品	1,230	負 債 合 計	552,982
土 地	9,677	( 純 資 産 の 部 )	
建 設 仮 勘 定	79	株 主 資 本	97,125
無 形 固 定 資 産	4,738	資 本 金	18,589
ソ フ ト ウ ェ ア そ の 他	4,738	資 本 剩 余 金	12,808
投 資 そ の 他 の 資 産	48,065	利 益 剩 余 金	66,599
投 資 有 価 証 券	39,268	自 己 株 式	872
長 期 差 入 保 証 金	3,123	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,634
長 期 貸 付 金	44	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,317
繰 延 税 金 資 産	3,944	土 地 再 評 価 差 額 金	153
そ の 他	4,079	為 替 換 算 調 整 勘 定	164
貸 倒 引 当 金	2,395	少 数 株 主 持 分	22,345
資 産 合 計	683,088	純 資 産 合 計	130,106
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	683,088

# 連結損益計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		70,050
受入手数料	47,892	
トレーディング損益	17,960	
金融収益	2,593	
その他の営業収益	1,603	
金融費用		2,159
純営業収益		67,891
販売費・一般管理費		54,453
取引関係費	9,604	
人事関係費	30,433	
不動産関係費	5,890	
減価償却費	4,375	
租税公課	1,395	
貸倒引当金繰入	635	
その他	5	
	2,112	
営業利益		13,438
営業外収益		1,222
受取配当金	569	
負のれん償却額	146	
持分法による投資利益	121	
その他	385	
営業外費用		426
営業外利息	270	
その他	156	
経常利益		14,234
特別利益		1,461
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	1,161	
貸倒引当金戻入	278	
特別損失		1,320
固定資産売却損	84	
投資有価証券評価減	46	
投資その他の資産その他の評価減	5	
役員退職慰労引当金繰入	992	
証券取引責任準備金繰入	191	
税金等調整前当期純利益		14,375
法人税、住民税及び事業税		5,353
過年度法人税等		1,596
法人税等調整額		1,172
少数株主利益		1,523
当期純利益		4,730

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	18,589	12,766	67,287	759	97,884
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			5,061		5,061
役員賞与(注)			356		356
当期純利益			4,730		4,730
自己株式の取得				139	139
自己株式の処分		42		33	75
連結子会社に対する持分比率増加による自己株式の変動				6	6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		42	687	112	758
平成19年3月31日残高	18,589	12,808	66,599	872	97,125

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	12,377	230	167	12,775	22,134	132,793
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						5,061
役員賞与(注)						356
当期純利益						4,730
自己株式の取得						139
自己株式の処分						75
連結子会社に対する持分比率増加による自己株式の変動						6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,059	77	3	2,140	211	1,928
連結会計年度中の変動額合計	2,059	77	3	2,140	211	2,687
平成19年3月31日残高	10,317	153	164	10,634	22,345	130,106

(注)平成18年6月定時株主総会における利益処分項目であります。

# 連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の施行に伴い、当連結会計年度より「会社計算規則」ならびに同規則第146条の規定に基づき、当企業集団の主たる事業である証券業を営む会社の計算書類に適用される「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）および「証券業經理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

### 1．連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 13社

##### 連結子会社名

岡三証券株式会社・岡三オンライン証券株式会社・丸福証券株式会社・三京証券株式会社・三晃証券株式会社・岡三国際（亞洲）有限公司・日本投信委託株式会社・岡三投資顧問株式会社・岡三ベンチャーキャピタル株式会社・株式会社岡三経済研究所・岡三情報システム株式会社・岡三ビジネスサービス株式会社・岡三興業株式会社

#### (2) 非連結子会社の数 3社

##### 非連結子会社名

岡三（上海）投資顧問有限公司・OVC-1号投資事業有限責任組合・OFCO3号投資事業組合

##### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2．持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 1社

##### 会社名

六二証券株式会社

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社（岡三（上海）投資顧問有限公司、OVC-1号投資事業有限責任組合およびOFCO3号投資事業組合）および関連会社（上海岡三華大計算機系統有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、決算日が12月31日である岡三ベンチャーキャピタル株式会社を除き、いずれも3月31日であります。

なお、岡三ベンチャーキャピタル株式会社については、12月31日決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4．会計処理基準に関する事項

#### (1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準および評価方法

##### トレーディング商品

商品有価証券等（売買目的有価証券）

時価法（売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

主として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～47年

器具・備品 3～20年

無形固定資産

当社および連結子会社は定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社および連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、各社所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付引当金

国内連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、各社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（会計方針の変更）

当社および一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していましたが、役員の在任期間にわたり費用を合理的に配分することにより期間損益の適正化を図るため、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の

取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)を早期に適用し、当連結会計年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更により当連結会計年度発生額94百万円は販売費・一般管理費に計上し、過年度対応額992百万円は特別損失として計上しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益および経常利益はそれぞれ94百万円、税金等調整前当期純利益は1,087百万円減少しております。

また、一部の国内連結子会社は、前連結会計年度末において、役員退職慰労引当金の計上をしておりましたが、重要性がなかったため、連結貸借対照表上、固定負債「その他の固定負債」に含めて表示しておりました。当連結会計年度より当社が役員退職慰労引当金を計上することとし、金額的重要性が増加し区分掲記したため、当該引当金に含めて表示しております。前連結会計年度末に固定負債「その他の固定負債」に含めて表示した金額は、73百万円であります。

#### 証券取引責任準備金

証券取引の事故による損失に備えるため、証券取引法第51条第1項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

#### 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 重要なヘッジ会計の方法

##### イ．ヘッジ会計の方法

当社および一部の連結子会社は、原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

##### ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

##### ハ．ヘッジ方針

当社および一部の連結子会社は、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

##### ニ．ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

#### 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### 6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

### 7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

#### (1) 役員賞与に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ359百万円減少しております。

#### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は107,760百万円であります。

#### (3) 表示方法の変更

前連結会計年度において、連結損益計算書上「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん償却額」と表示しております。

前連結会計年度において、日本投信委託株式会社の受け入れる信託報酬は、連結損益計算書上「その他の営業収益」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度から、投資信託に係る受入手数料を明確にするため、「受入手数料（その他の受入手数料）」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度に「受入手数料（その他の受入手数料）」に含めた信託報酬は7,628百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	6,108百万円
商品有価証券等	4,616百万円
有形固定資産	8,925百万円
無形固定資産	401百万円
投資有価証券	21,599百万円
合計	41,650百万円

(注) 上記のほか、即時決済取引等の担保として商品有価証券等48,505百万円を差入れております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	27,479百万円
信用取引借入金	2,140百万円
長期借入金	6,219百万円
合計	35,839百万円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1を除く）

(1) 信用取引貸証券	5,820百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	31,803百万円
(3) 消費貸借契約により貸付けた有価証券	117,961百万円
(4) 現先取引で売却した有価証券	15,972百万円
(5) 差入証拠金代用有価証券	921百万円
(顧客の直接預託に係るものを除く)	
(6) その他担保として差入れをした有価証券	47,799百万円

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	101,210百万円
(2) 信用取引借証券	1,541百万円
(3) 消費貸借契約により借入れた有価証券	209,998百万円
(4) 現先取引で買入れた有価証券	9,988百万円
(5) 受入保証金代用有価証券	82,123百万円
(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	
(6) その他担保として差入れを受けた有価証券で、自由処分権の付されたもの	3,325百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額

5. 保証債務

被保証者	保証債務残高	被保証債務の内容
従業員 32名	262百万円	金融機関よりの住宅借入金

6. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項  
証券取引責任準備金 ... 証券取引法第51条第1項

## 7. 土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第3号および第5号に定める方法により算出しております。
- ・再評価を行った年月日...平成14年3月31日

## 8. 劣後特約付借入金

長期借入金のうち5,700百万円および1年内返済予定の長期借入金のうち4,800百万円（連結貸借対照表上は短期借入金に含めて表示）は、「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」（平成13年内閣府令第23号）第2条に定める劣後特約付借入金であります。

### 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 208,214,969株

#### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

（平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。）

株式の種類 普通株式

配当金の総額 5,188百万円

1株当たり配当額 25円

基準日 平成18年3月31日

効力発生日 平成18年6月30日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。）

配当金の総額 3,111百万円

1株当たり配当額 15円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 522円79銭

2. 1株当たり当期純利益 22円95銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

岡三ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁<sup>印</sup>  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 助川正文<sup>印</sup>  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 金本光博<sup>印</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡三ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」の改正に伴い、役員退職慰労引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	22,789	流 動 負 債	7,375
現金及び預金	5,988	短期借入金	6,840
短期貸付金	11,500	未払金	102
有価証券	798	未払法人税等	164
前払費用	76	繰延税金負債	22
未収入金	3,965	賞与引当金	8
未収収益	467	その他の流動負債	237
貸倒引当金	6	固 定 負 債	9,038
固 定 資 産	75,322	長期借入金	2,160
有形固定資産	2,492	長期受入保証金	574
建物	922	繰延税金負債	5,507
器具・備品	19	役員退職慰労引当金	794
土地	1,548	その他の固定負債	2
建設仮勘定	1	負 債 合 計	16,414
無形固定資産	455	( 純 資 産 の 部 )	
借地権	5	株 主 資 本	71,676
ソフトウェア	421	資 本 金	18,589
その他	27	資 本 剰 余 金	12,766
投資その他の資産	72,374	資 本 準 備 金	12,766
投資有価証券	30,632	利 益 剰 余 金	40,811
関係会社株式	40,703	利 益 準 備 金	3,224
長期差入保証金	479	その他利益剰余金	37,587
長期前払費用	20	別 途 積 立 金	33,000
その他	1,110	繰越利益剰余金	4,587
貸倒引当金	570	自 己 株 式	492
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,022
		その他有価証券評価差額金	10,022
資 産 合 計	98,112	純 資 産 合 計	81,698
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,112

# 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		6,364
商 標 使 用 料 収 入	2,986	
不 動 産 賃 貸 料 収 入	883	
資 産 利 用 料 収 入	251	
そ の 他 の 売 上 高	133	
金 融 収 益	2,109	
営 業 費 用		2,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,188	
取 引 関 係 費	48	
人 件 費	730	
不 動 産 関 係 費	784	
事 務 費	128	
減 価 償 却 費	320	
租 税 公 課	120	
貸 倒 引 当 金 繰 入	5	
そ の 他	49	
金 融 費 用	164	
営 業 利 益		4,011
営 業 外 収 益		596
受 取 配 当 金	375	
そ の 他	220	
営 業 外 費 用		78
経 常 利 益		4,529
特 別 利 益		239
固 定 資 産 売 却 益	18	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	220	
特 別 損 失		806
固 定 資 産 除 却 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 減	46	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	753	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,961
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		973
過 年 度 法 人 税 等		1,596
法 人 税 等 調 整 額		243
当 期 純 利 益		1,635

# 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成18年3月31日残高	18,589	12,766	3,224	36,900	4,431	44,555
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩(注)				3,900	3,900	
剰余金の配当(注)					5,188	5,188
取締役賞与(注)					190	190
当期純利益					1,635	1,635
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計				3,900	156	3,743
平成19年3月31日残高	18,589	12,766	3,224	33,000	4,587	40,811

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成18年3月31日残高	353	75,559	11,943	87,502
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩(注)				
剰余金の配当(注)		5,188		5,188
取締役賞与(注)		190		190
当期純利益		1,635		1,635
自己株式の取得	139	139		139
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,921	1,921
事業年度中の変動額合計	139	3,882	1,921	5,804
平成19年3月31日残高	492	71,676	10,022	81,698

(注)平成18年6月定時株主総会における利益処分項目であります。

# 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の施行に伴い、当事業年度より「会社計算規則」に基づき作成しております。

なお、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

### (1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～47年

器具・備品 3～8年

### (2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（会計方針の変更）

役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理していましたが、役員の在任期間にわたり費用を合理的に配分することにより期間損益の適正化を図るため、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を早期に適用し、当事業年度から内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更により当事業年度発生額40百万円は販売費及び一般管理費に計上し、

過年度対応額753百万円は特別損失として計上しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ40百万円、税引前当期純利益が794百万円減少しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ... 金利スワップ

ヘッジ対象 ... 借入金

###### ヘッジ方針

一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

###### ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップのため、有効性の評価を省略しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 5. 重要な会計方針の変更

##### (1) 役員賞与に関する会計基準の適用

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ155百万円減少しております。

##### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は81,698百万円であります。

#### 〔貸借対照表に関する注記〕

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

預 金	1,860百万円
投資有価証券	12,989百万円
合 計	14,849百万円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	6,840百万円
長期借入金	2,160百万円
合 計	9,000百万円

(注) 上記のほか、関係会社の借入金の担保として、有価証券798百万円および投資有価証券2,462百万円を関係会社に貸付け、また投資有価証券2,117百万円を金融機関に差入れております。

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,373百万円

## 3. 保証債務

被 保 証 者	保 証 債 務 残 高	被保証債務の内容
岡 三 興 業 株 式 会 社	6,667百万円	金融機関借入金等
岡三ベンチャーキャピタル株式会社	500百万円	金融機関借入金
岡三国際（亜洲）有限公司	220百万円	金融機関借入金
合 計	7,387百万円	

## 4. 関係会社に対する債権及び債務

## (1) 債 権

(単位：百万円)

区 分 科 目 名	短 期 債 権					長期債権 長期差入 保 証 金
	短期貸付金	前払費用	未収入金	未収収益	合 計	
関係会社名						
岡 三 証 券 株 式 会 社	9,200		1,716	277	11,194	
岡三情報システム株式会社	2,300		90	7	2,398	
岡 三 興 業 株 式 会 社		1		1	2	317
岡三ベンチャーキャピタル株式会社				0	0	
三 京 証 券 株 式 会 社				0	0	
合 計	11,500	1	1,807	286	13,595	317

## (2) 債 務

(単位：百万円)

区 分 科 目 名	短 期 債 務	長 期 債 務
関係会社名	その他の流動負債	長期受入保証金
岡 三 証 券 株 式 会 社	25	490
岡三情報システム株式会社	22	60
岡 三 興 業 株 式 会 社		0
岡三ビジネスサービス株式会社	2	6
合 計	50	557

## 〔損益計算書に関する注記〕

## 関係会社との取引高

## 営業取引

関係会社からの営業収益

6,294百万円

関係会社への営業費用

262百万円

## 営業取引以外の取引

関係会社との営業取引以外の取引高

854百万円

## 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

791,486株

## 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

投資有価証券評価減 300百万円

役員退職慰労引当金 277百万円

貸倒引当金損金算入限度超過額 208百万円

投資その他の資産その他の評価減 191百万円

減価償却費損金算入限度超過額 169百万円

減損損失 166百万円

その他有価証券評価差額金 35百万円

その他 49百万円

繰延税金資産合計 1,399百万円

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 6,857百万円

その他 72百万円

繰延税金負債合計 6,929百万円

繰延税金資産（負債（ ））の純額 5,529百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	岡三証券株式会社	所有 直接100%	融資  商標権の使用	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1) 商標使用料の 受取(注2)	77  2,986	短期貸付金 未収収益  未収収益	9,200 2 275
子会社	岡三オンライン証券 株式 会 社	所有 直接 78% 間接 21%	株式取得	第三者割当増資 の引受(注3)	2,150	関係会社株式	2,250
子会社	三京証券株式会社	所有 直接 5% 間接 82%	有価証券の 貸借	貸付有価証券 (注4) 品貸料の受取 (注4)	737  0	未収収益	0
子会社	岡三国際(亜洲) 有 限 公 司	所有 直接100%	借入金の保証	保証債務(注5)	220		
子会社	岡三ベンチャー キャピタル株式会社	所有 直接 28% 間接 46%	借入金の保証	保証債務(注5)	500	未収収益	0
			担保資産の 提供	担保提供(注6)	100		
子会社	岡三情報システム 株 式 会 社	所有 直接100%	有価証券の 貸借	貸付有価証券 (注4) 品貸料の受取 (注4)	737  0	未収収益	0
			融資	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	2,300 7	短期貸付金 未収収益	2,300 7
子会社	岡三興業株式会社	所有 直接 5% 間接 9%	借入金等の 保証	保証債務(注5)	6,667	未収収益	0
			担保資産の 提供	担保提供(注6)	708		
子会社	岡三興業株式会社	所有 直接 5% 間接 9%	有価証券の 貸借	担保提供料の 受取(注6) 貸付有価証券 (注4) 品貸料の受取 (注4)	1 1,786 1	未収収益	0
						1	未収収益

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利をもとに利率を決定しており、担保は受け入れておりません。
- (注2) 岡三証券株式会社からの商標使用料は、同社の営業収益の5%であります。なお、消費税等を含んでおりません。
- (注3) 当社が、岡三オンライン証券株式会社の行った第三者割当を1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (注4) 取引金額には貸付有価証券の期末時価額を記載しており、品貸料については通常行われている価格等を参考にして、交渉の上条件を決定しております。
- (注5) 各子会社に対する保証債務については、金融機関からの借入金等に対して保証したものであります。
- (注6) 取引金額には担保に対応する債務(金融機関借入金)の期末残高を記載しており、担保提供料については通常行われている有価証券の貸借料を参考にして、交渉の上条件を決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	393円87銭
2. 1株当たり当期純利益	7円88銭

〔連結配当規制適用会社〕

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

岡三ホールディングス株式会社  
取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁<sup>印</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 助川正文<sup>印</sup>  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金本光博<sup>印</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡三ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金等に関する監査上の取扱い」の改正に伴い、役員退職慰労引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

岡三ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	朔	浩	一	㊟
常勤監査役	南	浩	典	㊟
監査役	丹	泰	徳	㊟
社外監査役	平良木	登規	男	㊟
社外監査役	浅野	幸弘		㊟
社外監査役	佐賀	卓雄		㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の維持・継続を勧奨しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。当期の期末配当金につきましては、経営環境が依然として厳しい状況ではありますが、株主の皆さまのご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,111,352,245円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件(1)

#### 1. 変更の理由

(1) 当社取締役会は、平成19年4月27日開催の取締役会決議により、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の取組みとして、当社に対する濫用的な買収を未然に防止するため、「大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。なお、本対応方針の詳細については、事業報告「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」および第6号議案「大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)承認の件」をご参照ください。)を導入いたしました。本対応方針は、同日付で発効しておりますが、本対応方針の株主の皆さまに与える影響に鑑み、本対応方針の導入等に際して、株主の皆さまのご意思をより反映させる機会を設けるため、当社が、取締役会の決議により、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を定めたときは、株主総会の決議をもって株主の皆さまのご意思を確認するための規定を新設するものであります。

(2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。



### 第3号議案 定款一部変更の件(2)

#### 1. 変更の理由

現行定款第2条(目的)について、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行により、「証券取引法」(昭和23年法律第25号)の題名が「金融商品取引法」に改められ、証券業が金融商品取引業へと改称されるとともに、金融商品取引業の対象として新たに投資運用業、投資助言・代理業等が加えられることに対応するものであります。

なお、本決議に基づく定款一部変更の効力は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行日をもって、発生することといたしたいと存じます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>1. 証券取引法に規定する証券業</u></p> <p><u>2. 投資信託および投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業、ならびに有価証券投資に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業および投資一任契約に係る業務</u></p> <p><u>3. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</u></p> <p>当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u></p> <p>( 削 除 )</p> <p><u>2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</u></p> <p>当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>

#### 第4号議案 取締役2名選任の件

取締役 野中計彦および田中健一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
	野中計彦 (昭和22年10月26日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 取締役就任 平成15年6月 常務取締役就任 平成15年10月 取締役就任 平成18年6月 専務取締役就任 管理部門(財務企画部・総合管理部・監査部)担当 現在に至る  (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 専務取締役	13,120株
	田中健一 (昭和25年6月22日生)	昭和48年4月 当社入社 平成元年6月 取締役就任 平成9年5月 常務取締役就任 平成10年6月 専務取締役就任 平成15年10月 取締役就任 平成16年4月 取締役副社長就任 平成18年6月 取締役就任 現在に至る  (他の法人等の代表状況) 岡三証券株式会社 取締役社長	39,055株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

平成18年10月31日付をもって取締役に辞任いたしました関本良平氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その金額、時期、方法などにつきましては、取締役にござい任いただきたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
関本良平	昭和60年12月 取締役就任 平成2年6月 常務取締役就任 平成6年6月 専務取締役就任 平成13年6月 取締役副社長就任 平成18年10月 取締役副社長辞任

## 第6号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会決議により、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。本対応方針は、当社の資本政策の根本に関する重要事項であり、株主の皆さまのご意思を反映させることが適切であると判断いたしましたので、そのご承認をお諮りするものであります。

### 1. 基本的な考え方

当社は、第69期（平成19年3月期）より、地域に根ざした特色ある証券営業「スーパー・リージョナル証券」の完成を目指し、「すべてはお客様のために」をスローガンに、本物の商品・情報、サービスの提供に努めるとする、2カ年の中期経営計画を実施しております。

当社株主の皆さまに対しましては、この中期経営計画の着実な実行こそ、「証券リテール・ビジネス」をコアとする当社の企業価値向上に資するものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。そのためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客様、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、当該大規模買付行為以外の提案（以下、「代替案」といいます。）の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者（注4）のみを

意識したものではありませんが、現在の大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。なお、現時点において、当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けておりません。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというもので、具体的には以下のとおりです。

### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、当社取締役会が定める書式に基づき、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

### (2) 情報の提供

当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を大規模買付者から提供していただくため、上記(1)の意向表明書を受領した後5営業日(初日不算入)以内に、当初提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付します。提供していただく情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容により異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループに関する概要

大規模買付行為の目的および内容

買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、財務計画、配当政策、資産活用計画等

大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付行為により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、情報の提供が完了するまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供していただいた情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示し

ます。

### (3) 情報の検討および意見表明

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）をいただくものとし、大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとしします。

なお、当社取締役会は経営陣の恣意的な判断を排除するため、社外有識者3名（当初は社外監査役2名を含みます。）からなる独立委員会を設置します。当初の独立委員会委員の氏名、略歴等は、後掲の「（別紙）独立委員会の委員の略歴」に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報について、その都度独立委員会に提供することとし、独立委員会の評価・検討に資するよう努めます。

当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を取る場合は、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の可否を諮問し、独立委員会は当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の可否について勧告を行います。独立委員会の判断が、当社株主共同の利益の確保および当社の企業価値の向上に照らし、適切かつ効率的に行われるようにするため、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとしします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従い、対抗措置を発動しないものとしします。

また、独立委員会は、上記(2)で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断して当社取締役会に指示を与えるとともに、当社取締役会が必要に応じて諮問する事項につき当社取締役会に対し勧告を行います。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時に当社株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告の概要およびその判断の理由等に

ついても、適時に当社株主の皆さまに情報開示を行います。

### 3. 大規模買付行為への対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が以下の から のいずれかに該当し、当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために、対抗措置として新株予約権を発行することがあります。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる当社株主の皆さまの権利確定前であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがあります。

当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は原則として独立委員会の勧告に従うものとし、独立委員会から対抗措置の発動を不可とする勧告を受けた場合は、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、対抗措置を発動しないものいたします。

以下の から のいずれかに該当する場合には、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合として、当該大規模買付行為に対して対抗措置を取ることができるものとします。当該大規模買付行為が以下の から のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。独立委員会は、当該大規模買付行為が以下の から のいずれかに該当すると認められない場合は、対抗措置としての新株予約権の発行が許容されない旨を当社取締役会に勧告いたします。

経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社

および当社関係者に引き取らせる、いわゆる「グリーンメーラー」目的で行われる買付

当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者等に委譲させる、いわゆる「焦土化経営」目的で行われる買付

経営支配後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等（ノウハウ、知的財産を含む。）を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的の買付、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける目的の買付

上記 から に定める以外に、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権の取得が当社に回復しがたい損害をもたらす場合

強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う買収手法)など株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として、新株予約権を発行することがあります。この対抗措置により、結果的にこの大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。よって、本対応方針は、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を行うことのないように大規模買付者を誘導しようとするものでもあります。

#### 4. 具体的対抗措置としての新株予約権の概要

##### (1) 割当対象株主および発行条件

本対応方針における新株予約権の発行に関する決議を行う時に当社取締役会が定める日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(2) 目的とする株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り 1 株とします。

(3) 発行総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(4) 発行価額

無償とします。

(5) 行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額は、1 円とします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、払込みは必要ありません。

(6) 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使することができません。

(7) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(8) 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権の発行日（ただし、新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1 ヶ月間以上 2 ヶ月間以内の範囲で新株予約権の発行決議において当社取締役会が定めるものとします。ただし、後記(9)に記載の取得条項付新株予約権を発行する場合には、新株予約権の行使は原則として予定されません。

(9) その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、当社が当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権を発行する場合があります。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた

際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社取締役会が当社株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご承認をいただくことを条件として本対応方針の導入を決定いたしました。

加えて、本対応方針の有効期限は平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時と設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、当社株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、独立委員会は、社外有識者、社外監査役等から構成します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規程に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等を判断し、当社取締役会はその判断に原則として従うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その勧告の概要および判断の理由等については適時に当社株主の皆さまに情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得していること

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策、いわゆる「デッドハンド型」の買収防衛策ではありません。

### 6. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールの影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に賛同するか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、そのために必要な期間を確保し、さらには、当社株主の皆さまに代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時の影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得た上で、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守ることを目的に、対抗措置として新株予約権を発行することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

また、対抗措置としての新株予約権の発行を決定した後で、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更があった場合には、対抗措置の発動により生じる当社株主の皆さまの権利確定前であり、かつ当社株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の発行を中止することがありますが、この場合、大規模買付ルールに違反した大規模買付者の保有する株式の一株当たりの価値の希薄化が生じることを見越して売買を行った投資家の皆さまについては、株価の変動等

により相応の損害を被る可能性があります。

なお、新株予約権の行使により株式を取得するために一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権の割り当てを受けるため、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

## 7. 大規模買付ルールの発効日および有効期限

本対応方針は、平成19年4月27日に開催された当社取締役会の決議をもって同日付けで効力を生じており、平成22年に開催される当社定時株主総会終結の時まで有効であるものとしております。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。また、本総会において、本議案につき、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本総会終結の時をもって自動的に本対応方針は廃止されます。

また、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、会社法および証券取引法ないし金融商品取引法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、かつ中期経営計画の進捗状況も勘案しつつ、当社株主全体の利益の観点から本対応方針を随時見直し、場合によっては、当社取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更することがあります。本議案が出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の廃止または変更は、当社取締役会において決せられることとなります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）その内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ ）特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する

株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)または( )特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

注4：大量保有者とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいいます。

以 上

(別紙)

### 独立委員会の委員の略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名です。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 (当社における地位および担当)	所有する 当社株式の数
平良木 登規男 (昭和17年2月5日生)	昭和54年4月 東京地方裁判所判事 昭和55年4月 札幌高等裁判所判事 昭和62年12月 慶應義塾大学法学部助教授 平成3年4月 同大学教授 平成16年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 (法科大学院)教授・委員長 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任)	0株

(注)平良木 登規男氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。  
当社と平良木 登規男氏との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 (当社における地位および担当)	所有する 当社株式の数
佐賀卓雄 (昭和22年3月1日生)	昭和50年4月 小樽商科大学短期大学部講師 昭和52年10月 同大学助教授 昭和57年4月 大阪市立大学商学部助教授 平成4年10月 同大学教授 平成7年10月 (財)日本証券経済研究所理事兼主任 研究員(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	0株

(注)佐賀卓雄氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。  
当社と佐賀卓雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 (当社における地位および担当)	所有する 当社株式の数
舩橋 晴雄 (昭和21年9月19日生)	昭和44年7月 大蔵省入省 平成6年6月 大蔵省官房参事官 平成7年3月 東京税関長 平成9年7月 国税庁次長 平成10年6月 証券取引等監視委員会事務局長 平成13年7月 国土交通省国土交通審議官 平成15年2月 シリウス・インスティテュート(株) 代表取締役(現任)	0株

(注)当社と舩橋晴雄氏との間には、特別の利害関係はありません。

以上

# 第69期定時株主総会 会場ご案内図

東京都江東区平野三丁目2番12号  
岡三木場ビル 4階 会議室

[ 徒歩の場合 ]

東京メトロ東西線

「木場駅」3番 舟木橋方面出口から約13分

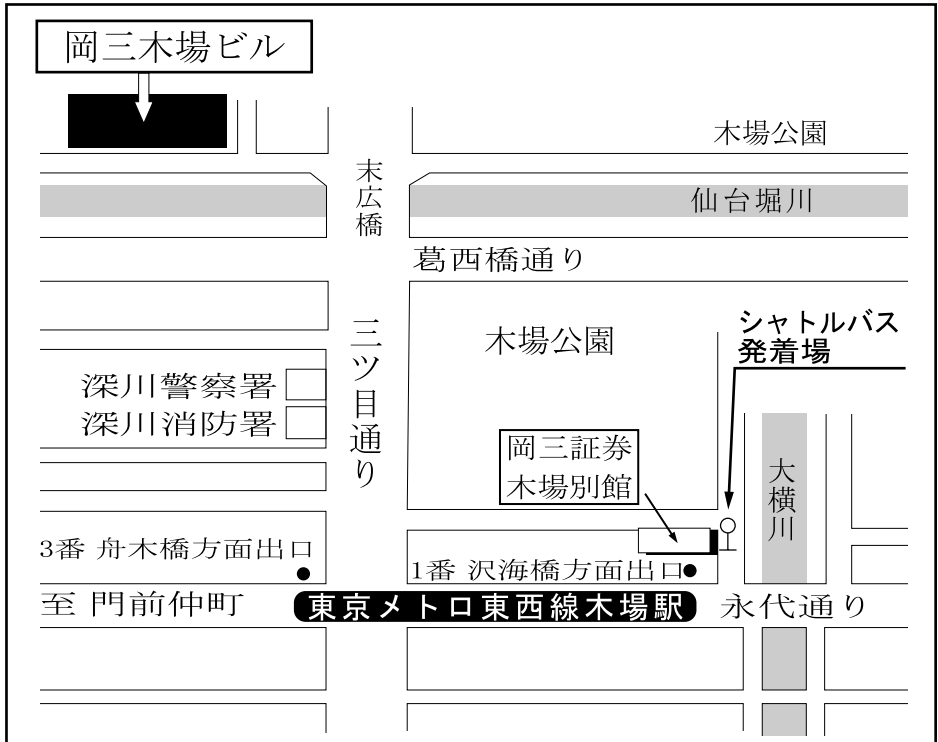
当日は木場駅から会場までシャトルバスを運行いたします。

[ シャトルバスをご利用の場合 ]

東京メトロ東西線

「木場駅」1番 沢海橋方面出口徒歩1分

岡三証券木場別館から8時30分より10時まで15分間隔で発車いたします。



会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。